告示

○農林水産省告示第千七百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定により公示する。

平成二十一年十二月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

船舶の総トン数別の区分	隻数
次に掲げる船舶	
一　旧トン数適用船舶であって四十八トン未満のもの	九
二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって四十トン未満のもの	

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（昭和五十七年七月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十一年十二月十一日から平成二十二年三月十二日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

2　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付ける。

一　毎日、鯨の捕獲頭数を農林水産大臣に報告しなければならない。

二　農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要があると認めて水域ごとにミンク鯨又は歯鯨の捕獲の停止期間を定めた場合には、当該期間内において捕獲してはならない。

三　ミンク鯨については、農林水産大臣が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため捕獲を停止しておく必要がないと認め、捕獲の停止を解除する日を定めて通知するまでは、これを捕獲してはならない。

四　千葉県銚子市犬吠埼灯台正東（真方位による。）の線以北の太平洋の海域において捕獲したごんどう鯨（グロビセファラ・マクロリンカス種に属するものに限る。）は、外房捕鯨株式会社の鮎川鯨体処理場又は有限会社戸羽捕鯨鯨体処理場以外の鯨体処理場において処理してはならない。

○国土交通省告示第千二百八十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
和歌山県有田郡有田川町大字天満字片山町九一四番地五から同県有田郡有田川町大字天満字山崎町一二九番地三まで	前	最大 一二五 最小 八四	一二六
	後	最大 一二五 最小 六八	

○国土交通省告示第千二百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
土佐市東鴨地字カル石ヶ谷一〇一四番四から同市東鴨地字市ノ上二九九番一まで	前	最大 二〇九 最小 八〇	一一九
	後	最大 二〇九 最小 八〇	

○国土交通省告示第千二百八十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中屋敷一二三一番三から同県鞍手郡鞍手町大字中山字中屋敷一二六六番二まで	前	最大 八九 最小 五三	九〇
	後	最大 一一六 最小 五八	

○国土交通省告示第千二百八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮城県柴田郡村田町大字菅生字新堀一三番八から同県柴田郡村田町大字菅生字新堀一三番四まで	前	最大 一五三 最小 一一二	七〇
	後	最大 一五三 最小 一一二	